

土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく審査基準等の一部改正について

1 改正の趣旨

土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく審査基準（以下「審査基準」という。）について、宅地造成等規制法による許可を受けている事業への対応、許可対象土地の定義の見直し、許可対象土地ごとの審査基準の整理及びその他必要な形式的な変更による改正を予定しています。

また、土地区画整理法第 76 条事務手続要領（以下「手続要領」という。）についても、審査基準の改正に伴う修正を行い、標準処理期間について追記する改正を予定しています。

2 改正の概要

(1) 審査基準

ア 宅地造成等規制法による許可を受けている事業への対応

宅地造成等規制法による許可及び同法第 11 条によるみなし許可を受けている事業の取扱いについて追記します。

イ 許可対象土地の定義の見直し

保留地予定地及び施行者管理地を新たに定義します。

ウ 許可対象土地ごとの審査基準の整理

従前地、仮換地、保留地予定地、施行者管理地ごとの審査基準を整理します。

エ その他

文言等の整理を行います。

(2) 手続要領

ア 審査基準の改正に伴う修正を行います。

申請者を申請地の使用権原を有する者とし、使用権原を有することを証明する書面の事例を示します。

イ 標準処理期間について追記します。

横浜市の WEB ページに記載されている標準処理期間を手続要領にも記載します。